

令和8年度

指定障害福祉サービス事業者等指導調書

No.7 指定短期入所

事業所の名称		
事業所の所在地	鹿児島市	
事業者の名称		
事業所番号	461	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連絡先等	電話	
	FAX	
	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指導監査課	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名

※ 太枠内のみ事業所において、記入してください。

※ A4両面印刷で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)
令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)
令和	年度	・・・	(出席	・	欠席)

- 集団指導は、毎年開催し、支援サービス等の取扱い、給付費に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、伝達等を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

【事業所の種類】

指定短期入所の事業は、次の（１）から（３）までのいずれかによるものとする。

（１）併設事業所

併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下「指定障害者支援施設等」という。）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業員の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できるものである。

なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。）を含むものとする。

（２）空床利用型事業所

空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

（３）単独型事業所

単独型事業所とは、指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	5
II	主眼事項及び着眼点（指定短期入所）	
第1	基本方針	6
第2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	6
2	管理者	12
第3	設備に関する基準	12
第4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	14
2	提供拒否の禁止	14
3	連絡調整に対する協力	14
4	サービス提供困難時の対応	14
5	受給資格の確認	14
6	介護給付費の支給の申請に係る援助	16
7	心身の状況等の把握	16
8	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	16
9	サービスの提供の記録	16
10	指定短期入所の開始及び終了	18
11	入退所の記録の記載等	18
12	指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の 支払の範囲等	20
13	利用者負担額等の受領	20
14	利用者負担額等に係る管理	22
15	介護給付費の額に係る通知等	22
16	指定短期入所の取扱方針	22
17	サービスの提供	24
18	相談及び援助	24
19	健康管理	26
20	緊急時等の対応	26
21	支給決定障害者等に関する市への通知	26
22	管理者の責務	26
23	運営規程	26
24	勤務体制の確保等	28
25	業務継続計画の策定等	30
26	定員の遵守	34
27	非常災害対策	34
28	衛生管理等	36
29	協力医療機関	40
30	掲示	40
31	身体拘束等の禁止	40
32	秘密保持等	44
33	情報の提供等	44
34	利益供与等の禁止	44
35	苦情解決	46
36	事故発生時の対応	48
37	虐待の防止	48
38	地域との連携等	50
39	会計の区分	50
40	記録の整備	50
41	電磁的記録等	52
第5	共生型障害福祉サービスに関する基準	56
1	共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準	
2	準用	
3	電磁的記録等	
第6	変更の届出等	58

第7	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	60
1	短期入所サービス費	62
	大規模減算	72
	情報公表未報告減算	74
	業務継続計画未策定減算	74
	身体拘束廃止未実施減算	74
	虐待防止措置未実施減算	74
	福祉専門職員配置等加算	74
	地域生活支援拠点等である場合の加算	74
	減算が行われる場合(定員超過・人員欠如)	76
2	短期利用加算	80
2の2	常勤看護職員等配置加算	80
2の3	医療的ケア対応支援加算	80
2の4	重度障害児・障害者対応支援加算	80
3	重度障害者支援加算	82
4	単独型加算	82
5	医療連携体制加算	84
6	栄養士配置加算	88
7	利用者負担上限額管理加算	88
8	食事提供体制加算	88
9	緊急短期入所体制確保加算	90
10	定員超過特例加算	92
11	特別重度支援加算	92
12	送迎加算	96
13	日中活動支援加算	98
13の2	医療型短期入所受入前支援加算	98
13の3	集中的支援加算	98
14	福祉・介護職員等処遇改善加算	100
	(参考) 主な根拠法令等	102

運営指導当日準備する必要書類

1	勤務実績表（出勤簿）/タイムカード、勤務体制一覧表	有・無
2	従業者の雇用に関する書類（辞令又は雇用契約書、資格証、研修修了証、就業規則）	有・無
3	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
4	運営規程、契約書、重要事項説明書、利用料金等の説明文書受給者証（写）	有・無
5	個人情報使用に係る同意書（利用者・家族）	有・無
6	受給者証（写）	有・無
7	契約内容報告書	有・無
8	訓練等給付費の額に係る通知	有・無
9	工賃支払いに関する書類 ※生産活動により利用者に賃金を支払う事業所のみ	有・無
10	非常災害対策の計画、避難訓練の実施記録、消防用設備等点検結果報告書	有・無
11	感染対策等の記録（感染症対策委員会の記録、指針、研修・訓練記録、レジオネラ属菌検査等の結果記録）	有・無
12	業務継続計画（感染症・災害）、研修及び訓練の記録	有・無
13	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
14	苦情・相談に関する記録（マニュアル、対応記録）	有・無
15	事故対策・対応関係書類（マニュアル、事故・ヒヤリハット記録、事故報告書など）	有・無
16	内部・外部研修の記録	有・無
17	「虐待防止」に向けた取り組みに関する書類(虐待防止委員会の記録、指針、責任者が分かる書類、研修記録)	有・無
18	「身体拘束廃止」に向けた取り組みに関する書類 ・ 検討委員会の記録、指針、研修、手続き（説明・同意）の記録 ・ 拘束の事例がある場合は、利用者の心身の状況や検討の記録変更届(控)	有・無
19	・ 心身の状況等の把握に努めた書類等 ・ サービス提供（支援経過）の記録等	有・無
20	給付費明細書(報酬請求の算定要件に適合することを確認できる記録書類)	有・無
21	領収証(請求書)(控)	有・無
<p>注1 運営指導対象期間は、前回の運営指導以降分となります。初回の運営指導は、指定日以降分です。その期間に対応した上記書類を準備してください。 なお、辞令（又は雇用契約書）及び資格証は、現在勤務されている方全員分について、当初の分からご用意をお願いします。</p> <p>注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	<p>(1) 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>(1) 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 法第5条第8項 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> </div> <p>① 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限り、②に掲げるものを除く。)(入所施設等)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 > 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>② 指定自立訓練(生活訓練)事業者(宿泊型自立訓練の事業を行うものに限る。)、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(指定自立訓練(生活訓練)事業者等)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 > ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 > 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 併設事業所の場合</p> <p>ア 指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合</p> <p>➢ 併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。 この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。</p> <p>イ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。）が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、（i）又は（ii）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ①又は②に掲げる数とする。</p> <p>（i）指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p>	<p>○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録</p> <p>○運営規程 ○研修計画、 研修実施記録 ○虐待防止関係 書類 ○体制の整備を していることが 分かる書類</p> <p>○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイム カード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均 利用人数）が分 かる書類 （実績表等）</p>	<p>法第 43 条 平 24 条例 52 第 3 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 3 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 98 条</p> <p>法第 43 条第 1 項 平 24 条例 52 第 99 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 従業者の員数	<p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の a 又は b に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数</p> <p>a 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 … 1 以上</p> <p>b 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 … 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>（2）法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（空床利用型事業所）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合</p> <p>➢ 当該施設の利用者の数及び空床型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>② 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合</p> <p>➢ ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）を提供する時間帯</p> <p>➢ 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要となる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）</p> <p>➢ 次の a 又は b に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる数</p> <p>a 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 … 1 以上</p> <p>b 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 … 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(ii) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、①に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>(2) 空床利用型事業所の場合 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、(1)を準用する。 なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。</p> <p>(3) 併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項 日中、自立訓練(機能訓練)のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、(1)又は(2)の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>	<p>平24条例52 第99条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 従業者の員数	<p>(3) 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は次に掲げる場合に応じた数となっているか。</p> <p>① 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（指定生活介護事業所等）において、指定短期入所の事業を行う場合</p> <p>➤ ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間</p> <p>➤ 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間</p> <p>➤ 次のa又はbに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数</p> <p>a 当該日の利用者の数が6以下 … 1以上</p> <p>b 当該日の利用者の数が7以上</p> <p>… 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合</p> <p>➤ ①のa又はbに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ</p> <p>①のa又はbに掲げる数</p> <p>a 当該日の利用者の数が6以下 … 1以上</p> <p>b 当該日の利用者の数が7以上</p> <p>… 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(4) 単独型事業所の場合</p> <p>ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所（以下この（4）において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業（単独型事業所に係るものに限る。）を行う場合は、（i）又は（ii）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ（i）又は（ii）に掲げる数とする。</p> <p>（i） 指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>（ii） 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、（i）に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合はアの（ii）を準用する。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種に従業者が確保されるよう努めること。</p>	<p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業員の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>平 24 条例 52 第 99 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 管理者	<p>事業者は事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	<p>いる・いない</p>
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>(1) 事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。</p> <p>(2) 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。</p> <p>(3) 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>(4) 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。</p> <p>(5) (4)に規定する設備は以下の基準のとおりとなっているか。</p> <p>① 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>イ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。</p> <p>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>② 食堂</p> <p>ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>イ 必要な備品を備えること。</p> <p>③ 浴室</p> <p>利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>④ 洗面所</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>⑤ 便所</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○管理者の専従 事業所の管理者は、原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合</p> <p>(1) 併設事業所の場合（条例第101条第2項） 事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあつては、併設本体施設の設備を利用することにより、指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。</p> <p>(2) 空床利用型事業所の場合（同条第3項） 空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとしたものである。</p> <p>(3) 単独型事業所の場合（同条第4項） 単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は条例第101条第5項のとおりである。</p>	<p>○管理者の雇用形態が分かる書類</p> <p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業員の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○平面図</p> <p>○設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p> <p>○平面図</p> <p>○設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p> <p>○平面図</p> <p>○設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p> <p>○平面図</p> <p>○設備・備品等一覧表</p> <p>【目視】</p>	<p>平 24 条例 52 第 100 条準用第 51 条</p> <p>法第 43 条第 2 項 平 24 条例 52 第 101 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 101 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 101 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 101 条第 4 項 平 24 条例 52 第 101 条第 5 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p> <p>5 受給資格の確認</p>	<p>(1) 事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>事業者は、指定短期入所の利用について市又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事 例 有・無)</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>なお、利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>また、利用者との間で当該指定短期入所の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定短期入所の内容 ③ 当該指定短期入所の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定短期入所の提供開始年月日 ⑤ 指定短期入所に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 <p>(2) 利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>提供拒否の禁止</p> <p>○事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。</p> <p>※提供を拒むことのできる正当な理由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難な場合 ③ 入院治療が必要な場合 <p>連絡調整に対する協力</p> <p>○事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書（利用者または家族の署名捺印）</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書（利用者または家族の署名捺印）</p> <p>○その他利用者に交付した書面</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○受給者証の写し</p>	<p>法第43条第2項 平24条例52 第109条準用 第9条第1項</p> <p>平24条例52 第109条準用 第9条第2項</p> <p>平24条例52 第109条準用 第11条</p> <p>平24条例52 第109条準用 第12条</p> <p>平24条例52 第109条準用 第13条</p> <p>平24条例52 第109条準用 第14条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>いる・いない (事 例 有・無)</p> <p>いる・いない</p>
7 心身の状況等の把握	<p>事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p>
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
9 サービスの提供の記録	<p>(1) 事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、指定短期入所の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 利用者及び事業者が、その時点での指定短期入所の利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、指定短期入所を提供した際には、当該指定短期入所の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 利用者の確認 同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 15 条第 1 項
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 15 条第 2 項
	○アセスメント記録 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 16 条
	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 17 条第 1 項
	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 17 条第 2 項
	○サービス提供の記録	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 19 条第 1 項
	○サービス提供の記録	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 19 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 指定短期入所の開始及び終了	<p>(1) 事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。</p> <p>(2) 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
11 入退所の記録の記載等	<p>(1) 事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市に提出しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 利用期間 事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 102 条第 1 項
<p>(2) 保健医療機関等との連携 条例第102条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 102 条第 2 項
<p>(1) 受給者証への必要事項の記載 事業者は、支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載することとしたものである。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 103 条第 1 項
<p>(2) 受給者証の確認 事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 103 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次の各号に掲げる費用の支払いを受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (朝食 円、昼食 円、夕食 円)</p> <p>② 光熱水費 (円/日)</p> <p>③ 日用品費 (円/日)</p> <p>④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収の(有・無) ・有の場合、その費目 () ・その金額 () 	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 20 条第 1 項
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 109 条準用 第 20 条第 2 項
<p>(1) 利用者負担額の受領</p> <p>事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定短期入所についての利用者負担額として、法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。</p>	○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 104 条第 1 項
<p>(2) 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第 2 項は、事業者が法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定短期入所につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該短期入所に要した費用（法第 29 条第 1 項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該短期入所に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。</p>	○請求書 ○領収書 ○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 104 条第 2 項 平 24 条例 52 第 104 条第 3 項
<p>(3) その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002 号厚労省障害保健福祉部長通知）によるものとする。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 利用者負担額等の受領	<p>(4) (3)の①及び②に掲げる費用については、平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5) 事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(6) 事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
14 利用者負担額に係る管理	<p>事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない</p>
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 事業者は、法定代理受領により市から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p>
16 指定短期入所の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(5) 領収証の交付 同条第4項は、第1項から第3項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>(6) 利用者の事前の同意 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。</p>	<p>○重要事項説明書</p> <p>○領収書</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○通知の写し</p> <p>○サービス提供証明書の写し</p>	<p>平24条例52 第104条第4項 平18厚告545</p> <p>平24条例52 第104条第5項</p> <p>平24条例52 第104条第6項</p> <p>平24条例52 第109条準用 第22条</p> <p>平24条例52 第109条準用 第23条第1項</p> <p>平24条例52 第109条準用 第23条第2項</p>
<p>(2) 条例第105条第2項については、意思決定ガイドラインを踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとしたものである。</p> <p>(3) 条例第105条第3項に規定する「サービスの提供方法等」とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(4) 条例第105条第4項は、事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたもの。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平24条例52 第105条第1項</p> <p>平24条例52 第105条第2項</p> <p>平24条例52 第105条第3項</p> <p>平24条例52 第105条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
17 サービスの提供	<p>(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しているか。</p> <p>(3) 事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせていないか。</p> <p>(4) 事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
18 相談及び援助	<p>事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) サービス提供の基本方針</p> <p>指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。</p> <p>また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。</p> <p>なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 106 条第 1 項
<p>(2) 入浴の実施</p> <p>条例第 106 条第 2 項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 106 条第 2 項
<p>(4) (5) 食事の提供</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 106 条第 3 項
<p>① 栄養管理等</p> <p>条例第 106 条第 4 項及び第 5 項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。</p> <p>イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>ウ 適切な衛生管理がなされていること。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 106 条第 4 項
<p>② 外部委託との関係</p> <p>食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p>	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 109 条準用第 61 条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
19 健康管理	事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	いる・いない
20 緊急時等の対応	従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
21 支給決定障害者等に関する市への通知	事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	いる・いない (事例 有・無)
22 管理者の責務	(1) 管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	いる・いない
	(2) 管理者は、当該短期入所事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)第6章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない
23 運営規程	<p>事業者は、次に掲げる事業(第2の1の(2)の規定の適用を受ける施設にあつては③を除く。)の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。</p> <p>従業者が現に指定短期入所の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、すみやかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>管理者の責務として、事業所の従業者の管理及び事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>運営規程</p> <p>指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、条例第107条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>③ 利用定員（第3号） 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあつては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。</p> <p>⑨ 虐待の防止のための措置事項（第9号） ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など オ 条例第109条準用第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること。</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項（第10号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○緊急時対応マニュアル</p> <p>○ケース記録</p> <p>○事故等の対応記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○運営規程</p>	<p>平24条例52第109条準用第88条</p> <p>平24条例52第109条準用第28条</p> <p>平24条例52第109条準用第29条</p> <p>平24条例52第109条準用第67条第1項</p> <p>平24条例52第109条準用第67条第2項</p> <p>平24条例52第107条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定短期入所を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)</p> <p>(3) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定短期入所の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>(2) 事業所は原則として、当該事業所の従業員によって指定短期入所を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>(3) 事業所の従業員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。</p> <p>○同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定短期入所事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p>	<p>○従業員の勤務表</p> <p>○勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>○研修計画、研修実施記録</p> <p>○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>	<p>平24条例52第109条準用第69条第1項</p> <p>平24条例52第109条準用第69条第2項</p> <p>平24条例52第109条準用第69条第3項</p> <p>平24条例52第109条準用第69条第4項</p>
<p>ア 指定短期入所事業者が講ずべき措置の具体的な内容</p> <p>事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p><u>a 指定短期入所事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</u></p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p><u>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u></p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
24 勤務体制の確保等		
25 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○なお、パワーハラスメント防止のための指定短期入所事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、<u>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p>イ 指定短期入所事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。</p> <p>○事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定短期入所の提供を受けられるよう、指定短期入所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第 109 条準用第 33 条の 2 に基づき指定短期入所事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）を参照されたい。</p>	<p>○業務継続計画（BCP） ・新型コロナウイルス ・自然災害</p> <p>○研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>○業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 33 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 33 条の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 33 条の 2 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
25 業務継続計画 の策定等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>○ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>○ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定短期入所事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u></p> <p>○ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
26 定員の遵守	<p>事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。 (ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p> <p>① 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>② 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>③ 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	<p>いる・いない</p> <p>(事例 有・無)</p> <p>(事例 有・無)</p> <p>(事例 有・無)</p>
27 非常災害対策	<p>(1) 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。 ※立地環境に応じて個別具体的に作成している非常災害対策計画を（該当事業所は<u>避難確保計画</u>も併せて）記入してください。 ()</p> <p>(2) 上記の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しているか。</p> <p>(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(4) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を（該当事業所は<u>避難確保計画</u>に基づく訓練も）行っているか。</p> <p>(5) 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>定員の遵守</p> <p>利用者に対する指定短期入所の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、事業所が定める利用定員（下記①～③）を超えた利用者の受入を禁止するものである。</p> <p>① 併設事業所の場合 併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p> <p>② 空床利用型事業所の場合 指定障害者支援施設等の居室のベッド数</p> <p>③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p> <p>(1) 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>(3) 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p> <p>(4) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。</p> <p>(3) は、事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。</p> <p>訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>	<p>○運営規程 ○利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)</p> <p>○非常火災時対応マニュアル (対応計画) ○運営規程 ○通報・連絡体制 ○消防用設備点検の記録 ○避難確保計画 ○避難訓練の記録 ○消防署への届出</p>	<p>平 24 条例 52 第 108 条</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 71 条第 1 項 水防法第 15 条の 3 土砂災害防止法 第 8 条の 2</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 71 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 71 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 71 条第 4 項 水防法第 15 条の 3 土砂災害防止法 第 8 条の 2</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 71 条第 5 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
28 衛生管理等	<p>(1) 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>衛生管理等</p> <p>(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定短期入所事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること</p> <p>○ (2) に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>➢ 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。</p> <p>➢ <u>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u></p> <p>➢ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u></p> <p>➢ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね3月に1回以上、定期的</u>に開催するとともに、<u>感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u></p> <p>➢ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p>	<p>○衛生管理に関する書類</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>○研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 91 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 91 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
28 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➢ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・ 日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるとき、どのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➢ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・ 医療処置 ・ 行政への報告等 ➢ 発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➢ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u> ➢ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 ➢ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➢ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定短期入所事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定短期入所事業所の実態に応じ行うこと。 <p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</u> ➢ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➢ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
29 協力医療機関	<p>事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(協力医療機関：)</p>	いる・いない
30 掲 示	<p>(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
31 身体拘束等の禁止	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいものであること。</p> <p>(1) は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>(2) 項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>(1)、(2) は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。</p> <p>○<u>構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>○<u>身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。</u></p> <p>虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○事業所の掲示物</p> <p>○備え付け閲覧物</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○身体拘束等に関する書類</p> <p>○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>○研修を実施したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 92 条</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 93 条</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 35 条の 2 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
31 身体拘束等の 禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>○②の事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>○職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
32 秘密保持等	<p>(1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
33 情報の提供等	<p>(1) 事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
34 利益供与等の禁止	<p>(1) 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(2) 同条第2項は、事業者に対して、過去に当該事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、事業者は、当該事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>(3) 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 <u>※ 家族の個人情報をを用いる場合は、家族から同意を得ておく必要がある。</u></p>	<p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○個人情報同意書</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 36 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 36 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 36 条第 3 項</p>
<p>(1) 一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定短期入所事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(2) 利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定短期入所事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p>	<p>○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>○事業者のHP画面・パンフレット</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 37 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 37 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 38 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 38 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
35 苦情解決	<p>(1) 事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 事業者は、市から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市に報告しているか。</p> <p>(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>(2) 苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定短期入所事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 また、事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>	<p>○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物</p> <p>○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 2 項</p>
<p>(3) 住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要性が生じることから、市町村が、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>	<p>○市からの指導 または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市からの指導 または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 4 項</p>
<p>(7) 社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又はあつせんにできるだけ協力することとしたものである。</p>	<p>○市からの指導 または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市への報告書 ○運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 5 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 6 項</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条準用 第 39 条第 7 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
36 事故発生時の対応	<p>(1) 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p>
37 虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 利用者が安心して指定短期入所の提供を受けられるよう、事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定短期入所事業者が定めておくことが望ましいこと。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>○虐待防止委員会の役割は、以下の3つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>○委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。</p> <p>○委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。</p> <p>○委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業員に周知徹底すること。</p> <p>○委員会は<u>少なくとも1年に1回は開催</u>することが必要である。</p> <p>○虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○事故対応マニュアル</p> <p>○市、家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○研修を実施したことが分かる書類</p> <p>○担当者を配置していることが分かる書類</p>	<p>平24条例52第109条準用第40条第1項</p> <p>平24条例52第109条準用第40条第2項</p> <p>平24条例52第109条準用第40条第3項</p> <p>平24条例52第109条準用第40条の2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
37 虐待の防止		
38 地域との連携等	事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	いる・いない
39 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
40 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>○職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○ <u>第3号の虐待防止のための担当者</u>については、サービス管理責任者等を配置すること。</p> <p>事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>事業者は、従業員、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、条例第109条準用第42条第2項により、事業者は、指定短期入所の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該サービスを提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。</p> <p>① 指定短期入所に関する記録 ア 指定短期入所の提供に係る記録 イ 身体拘束等の記録 ウ 苦情の内容等に係る記録 エ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>② 条例第109条準用第29条に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○収支予算書・決算書等の会計書類</p> <p>○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類 ○各種記録簿冊</p>	<p>平24条例52 第109条準用 第75条</p> <p>平24条例52 第109条準用 第41条</p> <p>平24条例52 第109条準用 第42条第1項</p> <p>平24条例52 第109条準用 第42条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
41 電磁的記録等	<p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方式をいう。）によることができるか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 電磁的記録について</p> <p>条例第 203 条第 1 項は、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、国基準省令や条例で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたもの。令和 3 年 7 月 1 日施行。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、条例第 203 条第 1 項において電磁的記録により行うことができることとされているは、①及び②に準じた方法によること。</p> <p>④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>○電磁的記録簿冊</p>	<p>平 24 条例 52 第 203 条第 1 項</p>
<p>(2) 電磁的方法について</p> <p>条例第 203 条第 2 項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたもの。令和 3 年 7 月 1 日施行。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、条例第 9 条第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p> a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるものの</p> <p> (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 203 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
41 電磁的記録等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第9条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>ウ アaの「電子情報処理機器」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により条例第9条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>a アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>b ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、条例第9条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>④ その他、条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、条例又は解釈通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>第5 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>1 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準</p> <p>2 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準</p> <p>3 準用</p> <p>4 電磁的記録等</p>	<p>短期入所に係る共生型障害福祉サービス（共生型短期入所）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は、当該事業に関して、以下の基準を満たしているか。</p> <p>（1）指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定短期入所生活介護事業所等）の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（指定短期入所生活介護等）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65㎡以上であること。</p> <p>（2）指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>（3）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（第1の（3）、第2の2及び第4を準用）</p> <p>（第4の51と同じ）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>① 従業者の員数 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型短期入所を受けける利用者（障害児者）の数を含めて当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>② 設備に関する基準 指定短期入所生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ 指定短期入所事業所その他の関係施設から、指定短期入所生活介護事業所等が障害児者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>○平面図 【目視】 ○利用者数が分かる書類</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○同準用項目と同一文書</p>	<p>平 24 条例 52 第 109 条の 2</p> <p>平 24 条例 52 第 109 条の 4 準用 （第 9 条、第 11 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 42 条まで、第 51 条、第 61 条、第 67 条、第 69 条から第 71 条まで、第 75 条、第 88 条、第 91 条から第 93 条まで、第 98 条及び前節（第 108 条及び第 109 条を除く。））</p> <p>平 24 条例 52 第 203 条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>(1) 事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定短期入所の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	法第46条第1項 施行規則第34条の23
	○適宜必要と認める資料	法第46条第1項 施行規則第34条の23

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p data-bbox="172 203 432 353">第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p data-bbox="225 405 331 434">基本事項</p>	<p data-bbox="475 203 1225 394">(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p data-bbox="507 405 1225 517">ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。</p> <p data-bbox="475 566 1225 678">(2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p data-bbox="1265 203 1425 232">いる・いない</p> <p data-bbox="1265 566 1425 595">いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○入所の日数の数え方について</p> <p>短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。</p> <p>ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間に、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合には、入所の日を含み、退所の日は含まれない。</p> <p>したがって、例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。</p> <p>○ 短期入所の対象者について</p> <p>短期入所については、次の（一）又は（二）のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。</p> <p>ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定することは可能であること。</p> <p>（一） 18 歳以上の利用者 区分 1 以上</p> <p>（二） 障害児 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）に規定する「障害児支援区分」 1 以上</p>	<p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 短期入所サービス費 【18 歳以上の利用者の場合】</p> <p>【障害児の場合】</p>	<p>注1 イの（１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注2 イの（２）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等若しくは基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注3 イの（３）福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1（障害児支援区分1）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注4 イの（４）福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（指定通所支援基準第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。）又は指定通所支援条例第59条に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援条例第85条に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>別表「介護給付費等単位表」第7</p> <p>1 短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費(I)</p> <p>(一) 区分6 923 単位</p> <p>(二) 区分5 784 単位</p> <p>(三) 区分4 648 単位</p> <p>(四) 区分3 583 単位</p> <p>(五) 区分1及び区分2 509 単位</p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費(II)</p> <p>(一) 区分6 602 単位</p> <p>(二) 区分5 527 単位</p> <p>(三) 区分4 318 単位</p> <p>(四) 区分3 240 単位</p> <p>(五) 区分1及び区分2 173 単位</p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費(III)</p> <p>(一) 区分3 784 単位</p> <p>(二) 区分2 615 単位</p> <p>(三) 区分1 509 単位</p> <p>(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)</p> <p>(一) 区分3 527 単位</p> <p>(二) 区分2 279 単位</p> <p>(三) 区分1 173 単位</p> <p>(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)</p> <p>(一) 区分6 1,164 単位</p> <p>(二) 区分5 1,026 単位</p> <p>(三) 区分4 889 単位</p> <p>(四) 区分3 824 単位</p> <p>(五) 区分1及び区分2 751 単位</p> <p>(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)</p> <p>(一) 区分6 844 単位</p> <p>(二) 区分5 770 単位</p> <p>(三) 区分4 559 単位</p> <p>(四) 区分3 483 単位</p> <p>(五) 区分1及び区分2 413 単位</p> <p>(7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)</p> <p>(一) 区分3 1,026 単位</p> <p>(二) 区分2 858 単位</p> <p>(三) 区分1 752 単位</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1の注1</p> <p>平18厚告523 別表第7の1の注2</p> <p>平18厚告523 別表第7の1の注3 平18厚告572</p> <p>平18厚告523 別表第7の1の注4</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 短期入所サービス費</p> <p>福祉型強化短期入所サービス費</p>	<p>注4の2 イの(5)福祉型強化短期入所サービス費(I)については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>注4の3 イの(6)福祉型強化短期入所サービス費(II)については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>注4の4 イの(7)福祉型強化短期入所サービス費(III)については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>注4の5 イの(8)福祉型強化短期入所サービス費(IV)については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
<p>福祉型強化特定短期入所サービス費</p>	<p>注4の6 イの(9)福祉型強化特定短期入所サービス費(I)については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、イ(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>注4の7 イの(10)福祉型強化特定短期入所サービス費(II)については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、イ(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ) (一) 区分3 770 単位 (二) 区分2 521 単位 (三) 区分1 412 単位	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 4 の 2 平 18 厚告 556 第五号の 3
(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 1,107 単位 (二) 区分5 977 単位 (三) 区分4 846 単位 (四) 区分3 784 単位 (五) 区分1及び区分2 715 単位	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 4 の 3 平 18 厚告 556 第五号の 3
(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分3 977 単位 (二) 区分2 816 単位 (三) 区分1 714 単位	
ロ 医療型短期入所サービス費 (1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) 3,117 単位 (2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) 2,864 単位 (3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) 1,826 単位	
ハ 医療型特定短期入所サービス費 (1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) 2,938 単位 (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) 2,735 単位 (3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) 1,723 単位 (4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) 2,150 単位 (5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) 2,020 単位 (6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) 1,328 単位	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 4 の 4 平 18 厚告 556 第五号の 4
ニ 共生型短期入所サービス費 (1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ) 784 単位 (2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ) 240 単位 (3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ) 1,013 単位 (4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅱ) 471 単位	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 4 の 5
ホ 基準該当短期入所サービス費 (1) 基準該当短期入所サービス(Ⅰ) 784 単位 (2) 基準該当短期入所サービス(Ⅱ) 240 単位	平 18 厚告 556 第五号の 4
○ 福祉型強化短期入所サービス費について 短期入所の対象者の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する者等がない日については福祉型短期入所サービス費を算定すること。	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
医療機関において実施する短期入所サービス費	注5 ロの(1) 医療型短期入所サービス費(I)については、第5(療養介護サービス費)の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児)又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・イ)に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
【重症心身障害児等の場合】	注6 ロの(2) 医療型短期入所サービス費(II)については、第5(療養介護サービス費)の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・ロ)に適合しているものとして市長に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
【遷延性意識障害児等の場合】	注7 ロの(3) 医療型短期入所サービス費(III)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・ロ)に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、ロの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○医療機関において実施する短期入所サービス費について 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）</p> <p>ア 18歳以上の利用者 次の（ア）から（カ）のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>（イ）区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者</p> <p>（ウ）区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者</p> <p>（エ）区分5以上に該当し、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>（オ）区分5以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>（カ）（ア）から（オ）に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者</p> <p>イ 障害児 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）重症心身障害児</p> <p>（イ）医療的ケアスコアが16点以上である障害児</p> <p>(二) 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）</p> <p>区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（（一）のアの（ii）に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者）</p> <p>イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1の注5 平18厚告551 第二号の2・イ</p> <p>平18厚告523 別表第7の1の注6 平18厚告551 第二号の2・ロ</p> <p>平18厚告523 別表第7の1の注7 平18厚告236 平18厚告551 第二号の2・ロ</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	<p>注8 ハの(1) 医療型特定短期入所サービス費(I) については、第5(療養介護サービス費)の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・イ)に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>注9 ハの(2) 医療型特定短期入所サービス費(II)については、第5(療養介護サービス費)の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・ハ)に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>注10 ハの(3) 医療型特定短期入所サービス費(III)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・ハ)を満たすものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、ハの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>注11 ハの(4) 医療型特定短期入所サービス費(IV)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用して日において、第5(療養介護サービス費)の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・イ)に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 8 平 18 厚告 551 第二号の 2 ・ イ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 9 平 18 厚告 551 第二号の 2 ・ ハ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 10 平 18 厚告 236 平 18 厚告 551 第二号の 2 ・ ハ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 11 平 18 厚告 551 第二号の 2 ・ イ</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
共生型短期入所サービス費	<p>注12 ハの(5)医療型特定短期入所サービス費(V)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5(療養介護サービス費)の1の注1の(1))、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・ロ)に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
	<p>注13 ハの(6)医療型特定短期入所サービス費(VI)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号第7号・ロ)に適合しているものとして市長に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、ハの(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>注13の2 ニの(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所(指定障害福祉サービス条例第109条の2に規定する共生型短期入所をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「共生型短期入所事業所」という。)において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>注13の3 ニの(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(II)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
基準該当短期入所サービス費	<p>注13の4 二の(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
	<p>注13の5 二の(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(II)については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
	<p>注14 ホの(1) 基準該当短期入所サービス(I)については、指定障害福祉サービス条例第110条に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所(同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「基準該当短期入所事業所」という。)において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
【大規模減算】	<p>注15 ホの(2) 基準該当短期入所サービス(II)については、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
	<p>注15の2 利用定員が20人以上であるとして市長に届け出た単独型事業所(指定障害福祉サービス条例第99条第3項に規定する単独型事業所をいう。「4 単独型加算」において同じ。)において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。ただし、「10の定員超過特例加算」を算定している場合は、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 13 の 4 平 18 厚告 556 ・ 第五号の 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 13 の 4 平 18 厚告 556 ・ 第五号の 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 14</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 15</p>
<p>【大規模減算】 ○定員規模による所定単位数の算定について 単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が 20 人以上の場合 は、利用者全員につき所定単位数の 100 分の 90 を算定する。なお、当該所定単位数は、 各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留 意すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 15 の 2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
【情報公表未報告減算】	注15の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
【業務継続計画未策定減算】	注15の4 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。【ただし、下記①②を策定している場合は、令和7年3月31日までは経過措置として減算を適用しない】 ①感染症の予防及びまん延防止のための指針 ②非常災害に関する具体的計画	いる・いない
【身体拘束廃止未実施減算】	注15の5 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
【虐待防止措置未実施減算】	注15の6 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
【福祉専門職員配置等加算】	注15の7 ニ【共生型短期入所サービス費】については、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第109条の2第2号又は第109条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の(1)又は(2)に掲げる割合以上であるものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 100分の35 15単位 (2) 100分の25 10単位	いる・いない
【地域生活支援拠点等がある場合の加算】	注15の8 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算しているか。 この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして市長に届け出た上で、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 情報公表未報告の減算 【新設】○所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算。 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。また、施行規則において、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注15の3</p>
<p>○ 業務継続計画未策定の減算 【新設】○所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。ただし、「<u>感染症の予防及びまん延防止のための指針</u>」、「<u>非常災害に関する具体的計画</u>」が策定されている場合は、令和7年3月31日までは減算を適用しない。</p> <p>・以下の基準に適用していない場合、(令和7年4月1日から)所定単位数を減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置(研修・訓練、必要に応じた計画の変更)を講ずること。 	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注15の4</p>
<p>○ 身体拘束廃止未実施減算 【見直し】○所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、身体拘束廃止未実施減算の減算額(5単位から所定単位数の1%)を引き上げる。また、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注15の5</p>
<p>○ 虐待防止措置未実施減算 【新設】○所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注15の6</p>
<p>○ 共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の所定単位数の算定について 指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定できることとする。なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注15の7</p>
<p>○ 地域生活支援拠点等である場合の加算について 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、100単位を加算するものとする。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、従業者のうち、市町村等の関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして市長に届け出た上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注15の8</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>(1) 併設事業所（障害者支援施設）</p> <p>➤ 過去3月の利用者の数の平均値が、利用定員の数に105%を乗じて得た数を超える場合 <u>又は</u> 次の（一）若しくは（二）のいずれかに該当する場合</p> <p>（一）利用定員50人以下の場合</p> <p>1日の利用者の数が、利用定員の数に110%を乗じて得た数を超える場合</p> <p>（二）利用定員51人以上の場合</p> <p>1日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から50の数を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、5を加えて得た数を超える場合</p> <p>(2) 空床利用型事業所</p> <p>➤ 過去3月の利用者の数の平均値が、本体施設の利用定員（以下この(2)において「利用定員」という。）の数に105%を乗じて得た数を超える場合 <u>又は</u> (1)の（一）若しくは（二）のいずれかに該当する場合</p> <p>(3) 単独型事業所</p> <p>➤ (1)に同じ。</p> <p>(4) 共生型事業所</p> <p>➤ (1)に同じ。</p> <p>○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p>	<p>平18厚告523 別表第7の1の 注16 平18厚告550・ 三号のイ・ロ</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
その他	<p>注17 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（1のイの(2)若しくは(4)又はハの(4), (5)若しくは(6)を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は、算定していないか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について</p> <p>ア 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。 日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p>ウ 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。</p> <p>エ 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)及び(Ⅵ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。 日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の 注 17</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 短期利用加算	注 指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1年につき 30 日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2の2 常勤看護職員等配置加算	注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、1の注16に該当する場合は、算定しない。	いる・いない
2の3 医療的ケア 対応支援加算	(1) 注1 1のイの(1)、(2)、(3)若しくは(4)の福祉型短期入所サービス費又は二の(1)若しくは(2)の共生型短期入所(福祉型)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 (2) 注2 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のイの(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費又は1の二の(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2の4 重度障害児・障害者対応支援加算	注 1のイの福祉型短期入所サービス費又は二の共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 重度障害者支援加算	<p>注1 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、指定短期入所事業所等において、第8（重度障害者等包括支援サービス費）の1の注1に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注2 重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ第8の1の注1の（2）に規定する利用者の支援の度合いにある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。</p> <p>注3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>注4 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、指定短期入所事業所等において、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合。注5において同じ。）に該当し、かつ、第8の1の注1の（2）に規定する利用者の支援の度合いにある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。</p> <p>注5 重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長の届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が区分4以上に該当し、かつ第8の1の注1の（2）に規定する利用者の支援の度合いにある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算しているか。</p> <p>注6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
4 単独型加算	<p>注1 単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注2 単独型事業所において、1のイの（2）の福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、（4）の福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）、（6）の福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は（8）の福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 重度障害者支援加算</p> <p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 30単位</p> <p>重度障害者支援加算については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第5に定める内容以上の研修をいう。）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者（以下「基礎研修修了者」という。）又は行動援護従業者養成研修修了者が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに100単位又は70単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の3の 注1、注2、注3、 注4、注5、注6</p>
<p>○ 単独型加算 320単位</p> <p>単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している日（入所日及び退所日を除く。）であって、指定短期入所事業所における支援が18時間（就寝の時間を含む。）を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。</p> <p>ただし、指定障害福祉サービス条例第99条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く。）を利用した日については算定しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の4の 注1</p> <p>平18厚告523 別表第7の4の 注2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 医療連携体制加算	<p>注1 イの医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、若しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。</p> <p>注2 ロの医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。</p> <p>注3 ハの医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。</p> <p>注4 ニの医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 医療連携体制加算</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位</p> <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位</p> <p>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)</p> <p>(1) 看護を受けた利用者が1人 960 単位</p> <p>(2) 看護を受けた利用者が2人 600 単位</p> <p>(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 480 単位</p> <p>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)</p> <p>(1) 看護を受けた利用者が1人 1,600 単位</p> <p>(2) 看護を受けた利用者が2人 960 単位</p> <p>(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 800 単位</p> <p>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)</p> <p>(1) 看護を受けた利用者が1人 2,000 単位</p> <p>(2) 看護を受けた利用者が2人 1,500 単位</p> <p>(3) 看護を受けた利用者が3人 1,000 単位</p> <p>ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 500 単位</p> <p>チ 医療連携体制加算(Ⅷ) 100 単位</p> <p>リ 医療連携体制加算(Ⅸ) 39 単位</p> <p>(一) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照のこと。)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の 注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の 注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の 注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の 注 4</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 医療連携体制加算	<p>注5 ホの医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハを算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>注6 ヘの医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハ若しくはホを算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>注7 トの医療連携体制加算(VII)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>注8 チの医療連携体制加算(VIII)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイからへまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>注9 リの医療連携体制加算(IX)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>(二) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。</p> <p>(三) 医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定する利用者を合算して3人を限度とすること。なお、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。</p> <p>(四) 医療連携体制加算(Ⅳ)から(Ⅵ)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>(五) 医療連携体制加算(Ⅸ)については、3の(8)(共同生活援助サービス費)の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定</p> <p>「医療連携体制加算(Ⅸ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定短期入所事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、指定短期入所事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該短期入所事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、急性期における医師や医療機関との連携体制などが考えられる。」を準用する。</p> <p>ただし、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の5の 注5</p> <p>平18厚告523 別表第7の5の 注6</p> <p>平18厚告523 別表第7の5の 注7</p> <p>平18厚告523 別表第7の5の 注8</p> <p>平18厚告523 別表第7の5の 注9</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
6 栄養士配置加算	<p>注1 イの栄養士配置加算(I)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>注2 ロの栄養士配置加算(II)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、栄養士配置加算(I)又は1の口の医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>注 指定障害福祉サービス条例第102条第1項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、指定障害福祉サービス条例第109条又は第109条の4において準用する指定障害福祉サービス条例第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
8 食事提供体制加算	<p>注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。</p> <p>(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 栄養士配置加算</p> <p>イ 栄養士配置加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) 12単位</p> <p>栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p> <p>ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1〔施設入所支援サービス費〕の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(Ⅰ)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(Ⅱ)を算定することが可能である。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の6の 注1</p> <p>平18厚告523 別表第7の6の 注2</p>
<p>○ 利用者負担上限額管理加算 150単位</p> <p>利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の7の 注</p>
<p>○ 食事提供体制加算 48単位</p> <p>食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p>また、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の8の 注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>9 緊急短期入所 受入加算</p>	<p>注1 イの緊急短期入所受入加算(I)については、1のイの福祉型短期入所サービス費又は1のニの共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556・第6号）に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの緊急短期入所受入加算(II)については、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556・第6号）に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 緊急短期入所受入加算</p> <p>イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 270 単位</p> <p>ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 500 単位</p> <p>(一) 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。</p> <p>イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。</p> <p>なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。</p> <p>オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。</p> <p>ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。</p> <p>(二) 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。</p> <p>イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。</p> <p>また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 9 の 注 1 平 18 厚告 556 の 第七号</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 9 の 注 2 平 18 厚告 556 の 第七号</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 定員超過特 例加算	<p>注 指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556・第6号）に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、第7の1の注16（短期入所サービス費：定員超過減算）に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
11 特別重度支 援加算	<p>注1 イの特別重度支援加算（Ⅰ）については、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556・第7号）に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの特別重度支援加算（Ⅱ）については、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556・第6号）に対し、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 ただし、イの特別重度支援加算（Ⅰ）を算定している場合には、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 定員超過特例加算 50単位 定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。</p> <p>(二) 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</p> <p>(三) 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。</p> <p>(四) 定員超過特例加算を算定している場合にあっては、報酬告示第7の1の注16の定員超過減算及び第7の1の注15の2の大規模減算は適用しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の10 の注</p>
<p>○ 特別重度支援加算</p> <p>イ 特別重度支援加算(Ⅰ) 610単位</p> <p>ロ 特別重度支援加算(Ⅱ) 297単位</p> <p>ハ 特別重度支援加算(Ⅲ) 120単位</p> <p>(一) イの特別重度支援加算(Ⅰ)及びロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が6か月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(二) ハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、第556号告示第8号の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>平18厚告523 別表第7の11 の注1</p> <p>平18厚告556 の七</p> <p>平18厚告523 別表第7の11 の注2</p> <p>平18厚告556 の八</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 1 特別重度支援加算	<p>注3 ハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556・第8号)に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、イの特別重度支援加算(Ⅰ)又は口の特別重度支援加算(Ⅱ)を算定している場合には、算定しない。</p> <p><u>平成18年厚生労働省告示第556・第8号</u> 次に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続していること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (3) 中心静脈注射を実施している状態 (4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 (5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (6) 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態 (7) 経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態 (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (9) 気管切開が行われている状態 	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>ア 第556号告示第8号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において1日当たり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。</p> <p>イ 第556号告示第8号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。</p> <p>ウ 第556号告示第8号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p> <p>エ 第556号告示第8号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週2日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病 b 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下) c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの d 出血性消化器病変を有するもの e 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの f うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの <p>オ 第556号告示第8号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>カ 第556号告示第8号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。</p> <p>キ 第556号告示第8号(7)の「経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ク 第556号告示第8号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない) 第二度：皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの) 第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある 第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している <p>ケ 第556号告示第8号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の11の注3</p> <p>平24厚告556の八</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 2 送迎加算	<p>注1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第2号・イ）を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）以下この12において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第2号・ロ）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p><u>厚生労働大臣が定める送迎</u>（平成24年厚生労働省告示第268・第2号）</p> <p>イ 指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス条例第99条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。）又は指定障害福祉サービス条例第109条の2に規定する共生型短期入所（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）が、当該指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス条例第98条に規定する指定短期入所をいう。）又は共生型短期入所の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>ロ 指定短期入所事業所において行われる指定短期入所等の利用につき、指定短期入所事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定短期入所事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 送迎加算 186単位</p> <p>送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(二) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。</p>	<p>平18厚告523 別表第7の12の注1 平24厚告268・第2号・イ</p> <p>平18厚告523 別表第7の12の注2 平24厚告268・第2号・ロ</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 3 日中活動支援 加算	<p>注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	いる・いない
1 3 の 2 医療型 短期入所受入前 支援加算	<p>注1 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）については、1の口を算定している指定短期入所事業所等であつて、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。ただし、1のイを算定している場合には算定しない。</p> <p>注2 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）については、1の口を算定している指定短期入所事業所等であつて、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。ただし、1のイを算定している場合には算定しない。</p>	いる・いない
1 3 の 3 集中的 支援加算	<p>注1 集中的支援加算（Ⅰ）については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 集中的支援加算（Ⅱ）については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 日中活動支援加算 200単位 日中活動支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、 （二）により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定可能とする。</p> <p>(二) 日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。</p> <p>ア 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者（以下「保育士等」という。）が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。 保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。</p> <p>ウ 保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。 なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>エ 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 13 の 注</p>
<p>○ 医療型短期入所受入前支援加算</p> <p>イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） 1, 000単位</p> <p>ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） 500単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 13 の 2 の注</p>
<p>○ 集中的支援加算</p> <p>イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1, 000単位</p> <p>ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 13 の 3 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 4 福祉・介護 職員等処遇改善 加算</p>	<p>当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあつては、その他の加算は算定しない。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>※令和8年6月から、福祉・介護職員等処遇改善加算が以下のように拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象を、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大 ②上乗せの加算区分の新設（加算Ⅰロ、加算Ⅱロ） <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上や協働化に取り組む事業者が対象 ・従来分は、加算Ⅰイ、加算Ⅱイ 	<p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 14 の 注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 7 の 14 の 注 2</p>

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日，法律第123号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日，政令第10号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日，厚生労働省令第19号）
	平18厚令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省令第171号）
告示	平18厚告236	厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月31日，厚生労働省告示第236号）
	平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第523号）
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日，厚生労働省告示第539号）
	平18厚告543	厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第543号）
	平18厚告545	食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日，厚生労働省告示第545号）
	平18厚告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日，厚生労働省告示第550号）
	平18厚告551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第551号）
	平18厚告556	厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日，厚生労働省告示第556号）
	平18厚告572	障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年9月29日，厚生労働省告示第572号）
	平24厚告228	厚生労働大臣が定める送迎（平成24年3月3日，厚生労働省告示第228号）
通知等	平18障発第1206001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日，障発第1206001号）
	平18障発第1206002号	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日，障発第1206002号）
	平18障発第1031001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年1月31日，障発第1031001号）
	平17障発第1020001号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年1月2日，障発第1020001号）
		福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
条例	市条例第52号	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する条例（平成24年12月25日，条例第52号）